

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第41回）

# 電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方について

2025年7月18日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)

## 設立

1999年12月

## 会員数

154社（正会員 151社 賛助会員 3社）

## ホームページ

<https://www.jaipa.or.jp/>

## 住所

〒151-0053  
東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F

## 連絡先

TEL : 03-5304-7511  
FAX : 03-3379-5530

## E - m a i l

[info@jaipa.or.jp](mailto:info@jaipa.or.jp)

## 活動内容

- 年次総会、理事会
- 運営委員会
- 部会、ワーキンググループ
- 総務省研究会参画（意見書、プレゼンテーション）
- 業界統計情報の収集、分析、会員企業への情報提供
- 各種イベントを通じた会員同士の交流・情報交換機会の提供

当協会は、インターネット接続事業（ISP）及びインターネット関連の事業者を会員とする団体ですが、近年、商材として電話サービスを提供する会員も増えていることから、今般意見を述べさせていただきます。

# 1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。当該基準が適用される電気通信番号の種別については、**電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めること**としている。

なお、この総務省令で定める電気通信番号の種別は、後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなる。

「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日。以下「令和6年答申」という。）では、事業者を求める取組（卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を取得していることの確認）の対象となる電気通信番号の種別について、「特殊詐欺への悪用が一定数存在する固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当である。」とされている。

令和6年答申以降も、**特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性**でよいか。

- ・ 特殊詐欺犯行利用の発生状況を踏まえ、対象を固定電話番号、特定IP電話番号、音声伝送携帯番号とすることに賛同します。

## 2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

令和7年改正法において、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することが考えられるか。

- ・ 事業実績や事業計画、需要見込み及び資金計画等を審査する事に異論ありません。
- ・ 提出書類については様式等で形式を決めていただける事を望みます。

### 3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

令和7年改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とする一方で、窃盗罪については、電気通信番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない軽微な万引き等も含まれることから、一律に欠格事由として規定するのではなく、申請者の認定基準として、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないこと」を審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否しうるすることとしている。

このような立法趣旨に鑑み、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」としては、まずは、いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を省令で規定することが考えられるのではないか。

その他、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」として省令に規定することが考えられるか。

- ・ 特殊詐欺等を始め窃盗罪等にて処罰された者や、認定の取消を受けた法人の当時の役員を省令に規定して認定を拒否することに賛同いたします。

## 4. 役務の継続性があると認められる基準

### a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること

#### (事業継続期間)

令和6年答申においては、「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合」が、役務継続可能性のひとつの基準とされている。このような過去の議論を踏まえ、総務省令で定める事業継続期間としては「6ヶ月」とする方向性でよいか。

### b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと

#### (その他の要件)

その他の役務継続性があると見込まれる要件について、まず、令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定の基準として、申請者の役務継続性を確認することとしたことから、

#### ● 令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合

については、その事実を確認することをもって、役務継続性の確認としてよいのではないか。

また、新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合としては、例えば、

#### ● 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合

#### ● 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合

が考えられるのではないか。

その他にも事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件があるか。

- 総務省令で定める事業継続期間を6ヶ月とすることについて、反対意見ありません。

## 5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

令和6年答申では、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者を電気通信番号使用計画の認定から排除するため、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効」とされ、その制限の数については、「電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある」とされている。

警察庁資料（資料39-3）によると、**令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値は58.5**である。このような情報を踏まえ、**卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする**方向性でよいか。

中には利用停止の措置を受けた番号数が50番号以下のケースもあるが、同資料の注釈にあるように、これはあくまで当該事業者が契約する電話番号のうち利用停止の措置を受けたものの数であり、卸提供される番号数としては、もう少し大きな単位であると推察されるところ、50番号で一定の効果が得られると考えられるか。

- ・ 総務省令で定める役務継続性の確認義務の適用除外とする番号数を50とすることについて、反対意見ありません。

## 6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

### (①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無)

卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定の受けていることについては、

- 卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、**当該事業者から認定証の提示を受けること**
- 卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、**当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けること**

によって確認をすることが考えられるか。

なお、その場合、**現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていないため**、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要か。

### (②卸先事業者の役務継続性の有無)

卸先事業者の役務継続性の有無の確認については、4.で検討する基準ごとに確認方法が変わる。

4.の論点(案)に記載した4つの基準については、それぞれ、

- a. 電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上であること：**サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること**
- b. 総務省から直接認定を受けていること：**電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること**
- c. 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合：**親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること**
- d. 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合：**当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）の提示を受けること**

によって確認することが考えられるか。

- 卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定有無の確認については、総務省殿がお持ちの情報をホームページでタイムリーに公表頂く事が必要と考えます。
- 卸先事業者の役務継続性の有無について、a.b.c.dの基準に反対意見ありません。

その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。  
(例えば、令和7年改正法では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務付けられたところ、この取組が適切に講じられることを担保するため、総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性が高まっている。令和6年答申も踏まえ、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることが考えられる。)

- ・ みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることについて、反対意見ありません。

